

第50回富山県教職員美術展実施要領

1 目的

優れた美術作品を、広く県民並びに児童生徒と共に鑑賞し、美術に関する知識及び教養の向上と豊かな芸術活動を促し、富山県全体の芸術文化の発展に寄与する。

2 名称

富山県教職員美術展（略称 教美展）

3 主催

一般財団法人富山県教職員厚生会

4 共催

富山県教育委員会

5 協力

富山県小学校長会

富山県中学校長会

富山県高等学校長協会

富山県教職員組合

富山県高等学校教職員組合

富山県小学校教育研究会

富山県中学校教育研究会

富山県高等学校教育研究会

6 参加資格

富山県内の公立学校に在籍する教職員及び教育委員会に在籍するもの

（臨時的任用教職員及び非常勤講師等を含む。）

一般財団法人富山県教職員厚生会会員

7 会期

令和4年10月27日（木）～10月30日（日）の4日間 開場時間 10:00～18:00

開会式：10月27日（木） AM10:00～

8 会場

富山県民会館 美術館

9 応募要領

(1) 部門及び規格

ア 絵画 ① 色紙（27cm×24cm）、日本画、洋画、水彩画、パステル、デザイン、デッサン（鉛筆、コンテ）等は6号（41cm×24.3cm）以上100号S（162.1cm×162.1cm）以下程度とする。

② 版画は、6号以下でも認める。

③ コンピューターグラフィックスは、A3サイズ以上とする。

④ 額装又は枠張りとする。（出品時、必ず箱などにより梱包すること。）

イ 書 ① 色紙（27cm×24cm）、小画仙紙半切1/3（45cm×35cm）以上、小画仙紙半切（135cm×35cm又は68cm×70cm）以内とする。

② 篆刻、刻字は、サイズ自由とする。

③ 額装又は枠張りとする。（出品時、必ず箱などにより梱包すること）

ウ 彫刻 塑像、木彫、石彫、テラコッタ、立体造形等。規格は自由とする。ただし、展示しやすいよう配慮し、展示方法等必要な場合は明記すること。

エ 工芸 陶芸、漆芸、金工、木工、染織、七宝等。規格は自由とする。ただし、展示しやすいよう配慮し、展示方法等必要な場合は明記すること。

オ 写真 ① 単写真は、半切（34.3cm×41.7cm）またはA3サイズ以上で、全倍（55cm×91cm）までとし、額装又はパネル張りとする。額装の場合は、なるべくアクリルを使用することとする。

② 組写真は、枚数を自由とするが、上記サイズのパネル1枚におさめること。

(2) 出品点数

1部門につき1人2点以内とする（1人5部門で10点まで）

(3) 出品上の注意

ア 所定用紙（別紙様式2）を作品裏面の左下に貼付すること。

イ 作品は必ず梱包のうえ、指定票に、部門、学校名、氏名、搬入校を明記し、貼付すること。なお再包装しやすいように配慮すること。

ウ 額装の作品には、展示しやすいようにつり金具やヒモを必ず装着すること。

特に、つり金具が突出した作品等は、搬入・搬出時に他の作品を損傷する恐れがあるため、箱等により梱包すること。

エ 立体作品（彫刻・工芸）については、運搬の際、破損、倒壊しないようにし、特に塗装の剥離等のないように配慮すること。

オ 作品の説明や制作についてのコメントの掲示を希望する場合は、（別紙様式3）により、サインペン又はワープロにて記入し、作品に添付し併せて出品すること。

なお、コメント票用紙は上質紙とし、折れ曲がることのないよう留意すること。

1.0 申込要領

(1) 申込方法 所定用紙（別紙様式1）により郵送、FAXで送付する。

(2) 申込先 〒930-8560 富山市千歳町1-5-1 一般財団法人富山県教職員厚生会
FAX：0120-947-463

(3) 仮申込期限 令和4年7月29日（金）

(4) 本申込期限 令和4年8月24日（水）

※本申込は、仮申込されていない場合でも行えることとする。

1.1 搬入及び搬出

作品の搬入・搬出は、出品者各自で事前に申し出た搬入・搬出校等へ持参すること。

(1) 搬入・搬出校

魚津地域	魚・東部中、明峰中、入善中
富山地域	滑川高、富山北部高、富山南高、奥田中、大沢野中、雄山中、速星中、上市高、八尾小、堀川小
高岡地域	高岡工芸高、小杉高、伏木中、新湊中、比美乃江小
砺波地域	福野中、福光中、石動小、出町小

ア 出品者が搬入校へ搬入する日時	10月24日（月）・25日（火）の2日間 速星中学校・福野中学校は25日のみ	9：30～16：30
イ 搬入校から美術館へ搬入する日時	10月26日（水）	9：00～13：00
ウ 美術館から搬入校へ搬出する日時	10月31日（月）	11：00～16：00
エ 搬入校から出品者が搬出する日時	11月1日（火）・2日（水）の2日間 八尾小学校は2日のみ	9：30～16：30

(2) 直接搬入・搬出

上記（1）により搬入・搬出が困難な場合は、富山県民会館へ直接搬入・搬出ができるものとする。

出品者が美術館へ直接搬入する日時 10月26日（水） 9：00～13：00

美術館から出品者が直接搬出する日時 10月31日（月） 11：00～15：00

1.2 企画運営委員会

(1) 富山県教職員美術展企画運営委員会（以下「企画運営委員会」という。）は、富山県教職員美術展の企画・運営及び広報などを行う。

(2) 企画運営委員会は別に定める代表区分の代表者を以って構成する。

(3) 企画運営委員会の委員は、（一財）富山県教職員厚生会理事長が委嘱する。

(4) 企画運営委員会には、委員の互選により委員長1名、副委員長若干名を置く。

1.3 作品の搬入及び搬出に要する時間に係るサービスの取扱い

県立学校、県教育委員会事務局及び出先機関に勤務する職員については、令和4年4月1日付保体第3号の通知のとおり職務に専念する義務免除の取扱いとする。

市町村立学校及び市町村教育センター等に勤務する教職員にあつては、職務に専念する義務免除として取扱われるよう依頼しておりますので、各市町村教育委員会へご確認ください。

1.4 その他

出品作品の保管については、主催者において十分注意するが、天災その他不可抗力による損害に対し、その責任は負わない。